

令和3年度分 住民税申告相談会のご案内

確定申告は2月16日(火)から3月15日(月)までです

◆申告相談会の日程および場所

日程	時間	対象地区	会場
2月16日(火) 2月17日(水) 2月18日(木) 2月19日(金)	8:30 ~ 17:00	幌延地区全域	幌延町役場 2階 大会議室
2月24日(水) 2月25日(木)	10:00 ~ 16:00 9:00 ~ 15:00	問寒別地区全域	問寒別生涯学習センター 研修室1(洋室)

◆主に確定申告を必要とする方

- ・事業所得、不動産所得や譲渡所得などがある方
- ・年末調整された給与所得以外の給与収入金額と各種の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方

◆確定申告することによって、源泉徴収税が還付(還付申告)される方については、既に役場で受付しています

- 例1) 令和2年中に支払った医療費の自己負担額(通院費も含む)が10万円(総所得金額等が200万円未満の方は所得の5%)を超える方、または令和2年中に一定の取組(定期健康診断など)を行い、1万2千円以上のスイッチOTC医薬品を購入された方(上限控除額8万8千円)
※事前に人ごと・病院ごとに集計されているとスムーズに申告手続を済ませることができます
※保険などで補てんされた金額がある場合は、その額をご確認のうえお越してください
※どちらか一方のみの選択になりますので、併用はできません
- 例2) 住宅ローンを利用して住宅を新築された方や中古住宅を購入された方、増改築をされた方で、一定の要件に該当し、住宅借入金等特別控除を受ける方

◆申告相談にお越しの際は、次の物を持参してください

- 1 「納税者のマイナンバーカード(個人番号カード)」または「納税者の通知カードおよび運転免許証などの写真付身分証明書」
- 2 扶養親族・事業専従者のマイナンバー(カードを持参する必要はありません)
- 3 印鑑
- 4 令和2年中の収入を明らかにするもの(源泉徴収票など)
- 5 生命保険料および地震保険料などの支払証明書
- 6 医療費控除の明細書など
- 7 障害者控除を受ける方は障害者手帳
- 8 国民年金支払証明書、国民健康保険税、介護保険料および後期高齢者医療保険料の領収書など
- 9 申告者本人名義の口座番号がわかるもの(還付金が発生した場合に必要です)

※住民税申告相談会にお越しの際は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、マスクの着用にご協力をお願いします

稚内税務署からのお知らせ

令和2年分の所得税、復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、令和3年2月16日(火)～3月15日(月)までです。還付申告については、令和3年2月15日(月)以前でも行えます。

(税務署の閉庁日(土・日曜・祝日など)は、相談および申告書の受付を行っておりません)

感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税の確定申告書を作成し、e-Tax(電子申告)または印刷して郵送で提出することができます。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp

お問い合わせ先: 住民生活課 住民グループ 電話: 5-1112 告知端末機: 5-8812